

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年8月22日（平成28年（行個）諮問第134号）

答申日：平成30年3月28日（平成29年度（行個）答申第221号）

事件名：本人に対する休業補償給付の不支給決定に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「私が、休業補償給付請求を特定労働基準監督署長へ行い、不支給決定になった件についての以下の文書 ①様式8号及び同決議書 ②実地調査結果復命書及び添付文書の一切」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表6欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、千葉労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年5月6日付け千労発基0506第5号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

平成28年特定月日に、私が申請していた特定労働基準監督署あての様式8号が不支給決定された件について調査復命書の情報開示を求めていたが、それに係る私の請求人申述が事実と異なる旨の報告を受けたが、調査結果が全て黒塗り、道義的説明の責務を一切果たされていないため。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成28年3月16日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「請求人が休業補償給付請求を特定労働基準監督署長へ行い、不支給決定になった件についての様式第8号、同決議書、実地調査結果復命書及びその添付書類の一切」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が平成28年5月6日付け千労発基0506第5号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、審査請求者がこれを不服として、平成28年5月18日付け（同月24日受付）で審査請

求を提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「4原処分において不開示とされている部分」欄に掲げる情報については、法14条1号、2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

## 3 理由

### (1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が休業補償給付請求を特定労働基準監督署長へ行い、不支給決定になった件についての様式第8号、同決議書、実地調査結果復命書及びその添付書類の一切である。

### (2) 不開示情報該当性について

#### ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①、2、4、7の①、8の①、9の①、10の①、11の①、13、17の①、19の①、20、21の①、22の①、23、24、26の①及び28の②の不開示部分は、審査請求者以外の氏名、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、審査請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、7の②、8の②、9の②、10の②、11の②、14、18の②、19の②、21の②、22の②及び28の①の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求者以外の特定期間から聴取をした内容等である。聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、被聴取者等が開示することに同意している場合は別として、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### イ 法14条3号イの不開示情報

(ア) 別表に記載した情報のうち、文書番号12の①、17の②、27の①及び28の③の不開示部分は、特定事業場等の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報

が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した情報のうち、文書番号12の②、14、17の③、19の②、21の②、26の②及び28の①の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場等が一般に公にしていない内部情報である。事業場の内部情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、当該事業場が開示することに同意している場合は別として、法14条3号イに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### ウ 法14条3号ロの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号18の①、18の②及び27の②の不開示部分は、当該事業場等が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報については、行政機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないとされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、不開示とすることが妥当である。

#### エ 法14条7号柱書きの不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、7の②、8の②、9の②、10の②、11の②、13、14、18の②、19の②、21の②、22の②及び28の①の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、審査請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労

働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、被聴取者等が開示することに同意している場合は別として、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号12の②、14、17の③、18の①、19の②、21の②、26の②、27の②及び28の①の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていらない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあることは、上記イ(イ)で既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、事業場の内部情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、当該事業場が開示することに同意している場合は別として、法14条7号柱書きに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 本来不開示とする部分について

文書番号1及び2のうち、聴取内容の引用に関する記載については、開示することにより事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼす情報であり、法14条2号及び7号の不開示情報に該当するため、本来は不開示とするべき情報である。

しかしながら、当該部分については、原処分庁における誤った判断により、既に開示済みとなっているものである。

したがって、当該部分について、本来不開示とすべき情報であるが、既に原処分において開示した部分は請求者の知るところとなっているものであり、改めてこれを取消し、不開示とすることは合理的でないため、当該情報については、原処分で開示した部分に限り、開示を維持するものとする。

#### 4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、

別表中「4 原処分において不開示とされている部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年8月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月8日 審議
- ④ 平成29年12月7日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 平成30年3月26日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私が、休業補償給付請求を特定労働基準監督署長へ行い、不支給決定になった件についての以下の文書 ①様式8号及び同決議書 ②実地調査結果復命書及び添付文書の一切」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表に掲げる文書番号1ないし文書番号28に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条1号、2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の全てを開示すべきとしている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

##### 2 不開示情報該当性について

###### (1) 別表の6欄に掲げる部分について

###### ア 通番22及び通番36について

通番22は、一般に公にされている特定事業場の会社案内であることから、また、通番36は、審査請求人の同意を得て特定労働基準監督署が特定健康保険組合より入手した診療報酬明細書であり、原処分で開示されている情報と同様の内容であることから、これを開示しても、労働基準監督機関の行う労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、かつ、審査請求人に開示しないという条件を付することが、当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号口及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番23について

当該部分は、審査請求人以外の第三者の職氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、当該部分は、審査請求人が所属していた課の直属の上司の職氏名であり、審査請求人が知り得ることから、同号ただし書イに該当する。また、同様の理由により、これを開示しても、労働基準監督機関の行う労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、かつ、審査請求人に開示しないという条件を付することが、当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当し、同条3号口及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番29及び通番31について

当該部分は、医師の印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分で既に開示されている情報と同じ内容であることから、同号ただし書イに該当し、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 法14条2号該当性について

(ア) 通番1及び通番3について

a 通番1のうち24頁の不開示部分については、特定事業場の関係者の氏名及び役職が記載されており、かつ、聴取実施者には○印が付記されている。

聴取実施者の氏名及び聴取実施者であることを示す○印の有無は、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は一体として個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

b 通番3の7頁は、地方労災医員の署名及び印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに該当する。

地方労災医員の氏名は「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）における「職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名」に該当し、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされている。

しかしながら、署名及び印影についてまで開示する慣行があるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- c その余の部分については、審査請求人と共に特定事業場で勤務していた第三者の職名又は審査請求人との関係及び第三者を表す記号であり、法14条2号本文後段に規定する審査請求人以外の特定の個人を識別することはできないが、これを開示すると、職場の関係者等にとって、当該個人を特定する手掛かりとなり得るものであり、発言内容が原処分が開示されていることから、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- (イ) 通番4, 通番5, 通番7, 通番9, 通番11, 通番13, 通番24, 通番27及び通番33（医師の署名・印影部分を除く。）について

当該部分は、聴取書、作業日報等に記載された審査請求人以外の個人の氏名、署名、印影、肩書き又は審査請求人との関係、住所、生年月日及び年齢であり、それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は一体として個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- (ウ) 通番19, 通番26, 通番31, 通番32, 通番33（医師の署名・印影部分）及び通番38について

当該部分は、審査請求人以外の第三者の署名及び印影であり、法

14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性について

通番15、通番20、通番35及び通番39は、特定事業場の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これを開示すると当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番2のうち、特定労働基準監督署の担当調査官が、聴取した被聴取者の職氏名及び審査請求人との関係に関する部分については、それぞれ法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番2（上記（ア）を除く部分）、通番6、通番8、通番10、通番12、通番14、通番17及び通番30については、特定労働基準監督署の担当調査官が、審査請求人以外の第三者から聴取した内容及び第三者から提出を受けた資料であり、これらを開示すると、被聴取者が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。



エ 法14条3号イ及び7号柱書き該当性について

通番16, 通番21及び通番34は, 特定事業場が特定労働基準監督署に提出した報告であって, 審査請求人が知り得ないものである。これを開示すると, 当該事業場だけでなく関係事業者の信頼を失い, 労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど, 正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり, 労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって, 当該部分は, 法14条7号柱書きに該当し, 同条3号イについて判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

オ 法14条2号, 3号イ及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番18及び通番25について

a 通番18のうち, 審査請求人以外の個人の氏名部分については, 上記ウ(ア)と同様の理由により, 法14条2号に該当し, 同条3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

b その余の部分については, 特定事業場が特定労働基準監督署に提出した意見であり, 上記エと同様の理由により, 法14条7号柱書きに該当し, 同条2号及び3号イについて判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番28について

当該部分は, 作業日報の一部であり, 審査請求人以外の第三者の勤務場所, 労働時間, 職種, 資格, 勤務内容等が記載されており, 法14条2号本文後段に規定する審査請求人以外の特定の個人を識別することはできないが, これを開示すると, 職場の関係者等にとって, 当該個人を特定する手掛かりとなり得るものであり, 詳細な勤務内容, 労働時間, 資格といった内容は, 一般に他人に知られたくない情報であることから, 審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当し, 同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

したがって, 当該部分は, 法14条2号に該当し, 同条3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番37について

当該部分は, 労働基準監督署の担当調査官が, 特定事業場の協力を得て撮影した写真であり, 通常, 一般人が立ち入ることのできない当該事業場内部を撮影したものであり, 当該事業場の内部管理に関する情報であると認められ, また, 審査請求人の休職期間中に撮

影したものであることから、撮影時における当該事業場の状況について審査請求人が知り得る情報ではないと認められることから、上記エと同様の理由により法14条7号柱書きに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

カ 法14条2号、3号ロ及び7号柱書き該当性について

通番23は、特定事業場が特定労働基準監督署に提出した当該事業場の組織図及び社員名簿であり、その内容を審査請求人が知り得ないものであることから、上記エと同様の理由により法14条7号柱書きに該当し、同条2号及び3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、千葉労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について、千葉労働者災害補償保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされており、また、その後、審査請求人から労働保険審査会に再審査請求がなされ、審査請求人に対して、当該事件に係る一連の審査資料がまとめられた、いわゆる事件プリントが送付されているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書及び事件プリントの内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書等の送付により、当該決定書等記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書等により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条1号、2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が、同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の6欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別表の6欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書

きのいずれにも該当せず，開示すべきであると判断した。  
(第3部会)

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子

## 別表

1 文 書 番 号	2 対 象 文 書 名	3 通 番	4 原 処 分 に お い て 不 開 示 と さ れ て い る 部 分	5 不 開 示 情 報 ( 法 1 4 条 該 当 号 )				6 開 示 す べ き 部 分
				2 号	3 号 イ	3 号 ロ	7 号 柱 書 き	
1	精 神 障 害 の 業 務 起 因 性 判 断 の た め の 調 査 復 命 書	1	① 2 頁 不 開 示 部 分 , 3 頁 不 開 示 部 分 , 1 9 頁 「 専 門 医 の 意 見 」 欄 2 9 行 目 3 2 文 字 目 な い し 3 8 文 字 目 , 3 0 行 目 7 文 字 目 な い し 9 文 字 目 , 2 8 文 字 目 な い し 3 0 文 字 目 , 2 0 頁 「 専 門 医 の 意 見 」 欄 2 行 目 1 6 文 字 目 な い し 1 9 文 字 目 , 3 0 文 字 目 な い し 3 2 文 字 目 , 3 行 目 2 1 文 字 目 な い し 2 3 文 字 目 , 3 2 文 字 目 , 3 3 文 字 目 , 6 行 目 6 文 字 目 な い し 9 文 字 目 , 1 9 文 字 目 な い し 2 1 文 字 目 , 2 2 行 目 3 1 文 字 目 な い し 3 3 文 字 目 , 2 3 行 目 3 0 文 字 目 な い し 3 5 文 字 目 , 2 6 行 目 2 3 文 字 目 な い し 2 5 文 字 目 , 2 8 行 目 3 5 文 字 目 な い し 3 7 文 字 目 , 2 9 行 目 6 文 字 目 な い し 8 文 字 目 , 3 5 行 目 2 5 文 字 目 な い し 2 7 文 字 目 , 4 0 行 目 1 文 字 目 な い し 3 文 字 目 , 1 2 文 字 目 な い し 1 5 文 字 目 , 1 8 文 字 目 な い し 2 0 文 字 目 , 2 1 頁 「 専 門 医 の 意 見 」 欄 3 行 目 2 6 文 字 目 な い し 3 0 文 字 目 , 5 行 目 1 2 文	○				

		字目ないし14文字目, 20行目28文字目ないし30文字目, 24行目37文字目ないし39文字目, 28行目40文字目ないし42文字目, 34行目28文字目ないし30文字目及び24頁不開示部分					
2		②4頁不開示部分, 5頁不開示部分, 7頁ないし15頁不開示部分	○			○	
		③17頁不開示部分, 19頁「専門医の意見」欄14行目30文字目ないし32文字目, 15行目21文字目ないし23文字目, 18行目8文字目ないし10文字目, 19行目10文字目ないし12文字目, 20行目17文字目ないし19文字目, 21行目3文字目ないし5文字目, 22文字目ないし24文字目, 23行目16文字目ないし18文字目, 23文字目ないし25文字目, 27行目13文字目ないし18文字目, 37文字目ないし39文字目, 31行目33文字目ないし36文字目, 32行目15文字目ないし18文字目, 34行目18文字目ないし24文字目, 35行目36文字目ないし42文字目, 37行目19文字目ないし21文字目, 20頁「専門医の意見」欄7行目4文字目, 5文字目, 33行目5文字目ないし7文字目, 3	新たに開示				

			6文字目ないし39文字目， 34行目13文字目ないし1 5文字目，21頁「専門医の 意見」欄1行目39文字目な いし41文字目，2行目27 文字目ないし29文字目，9 行目24文字目ないし26文 字目，11行目1文字目ない し3文字目，12行目38文 字目ないし44文字目，24 行目4文字目ないし6文字 目，31行目4文字目ないし 10文字目，22頁不開示部 分				
2	精神障 害に係 る業務 起因性 の医学 的見解	3	3頁4行目39文字目ないし 5行目4文字目，17文字目 ないし19文字目，38文字 目ないし最終文字，24行目 21文字目ないし24文字 目，35文字目ないし37文 字目，25行目29文字目な いし31文字目，40文字 目，最終文字，28行目6文 字目ないし9文字目，19文 字目ないし21文字目，4頁 10行目35文字目ないし3 7文字目，11行目38文字 目ないし12行目3文字目， 14行目最終文字ないし15 行目2文字目，17行目17 文字目ないし19文字目，3 2文字目ないし34文字目， 23行目33文字目ないし3 5文字目，28行目24文字 目ないし26文字目，35文 字目ないし38文字目，29 行目1文字目ないし3文字	○			

		<p>目, 33行目34文字目ないし38文字目, 35行目26文字目ないし28文字目, 5頁16行目28文字目ないし30文字目, 20行目37文字目ないし39文字目, 25行目13文字目ないし15文字目, 30行目36文字目ないし38文字目及び7頁不開示部分</p>					
		<p>2頁不開示部分, 3頁2行目13文字目ないし18文字目, 37文字目ないし39文字目, 7行目7文字目ないし10文字目, 32文字目ないし35文字目, 10行目1文字目ないし7文字目, 11行目21文字目ないし27文字目, 13行目10文字目ないし12文字目, 4頁21行目5文字目ないし7文字目, 38文字目ないし22行目1文字目, 18文字目ないし20文字目, 31行目最終文字ないし32行目2文字目, 31文字目ないし33文字目, 5頁5行目30文字目ないし32文字目, 7行目14文字目ないし16文字目, 9行目9文字目ないし15文字目, 20行目4文字目ないし6文字目, 21行目32文字目ないし34文字目, 23行目19文字目ないし23文字目, 27行目4文字目ないし10文字目, 28行目10文字目ないし13文字目, 6頁不開示</p>	<p>新たに開示</p>				

			部分					
3	労働時間等の調査結果		-					
4	業務による心理的負荷評価表等	4	9頁不開示部分	○				
5	請求人提出資料①		不開示部分	新たに開示				
6	聴取書①		-					
7	聴取書②	5	① 1頁不開示部分, 2頁2行目3文字目ないし最終文字, 3行目3文字目ないし最終文字, 4行目3文字目ないし最終文字, 5行目7文字目, 8文字目, 10文字目, 11文字目, 13文字目, 14文字目, 17文字目, 18文字目, 3頁ないし6頁上部の割印部分, 6頁13行目の署名, 押印部分, 7頁不開示部分, 9頁不開示部分	○				
		6	② 2頁8行目ないし6頁12行目の不開示部分	○			○	
8	聴取書③	7	① 1頁不開示部分, 2頁2行目3文字目ないし最終文字, 3行目3文字目ないし最終文	○				
			字, 4行目3文字目ないし最終文字, 5行目7文字目, 8文字目, 10文字目, 11文字目, 13文字目, 14文字目, 17文字目, 18文字	○				



			目, 3頁ないし7頁上部の割印部分, 7頁10行目の署名, 押印部分, 8頁不開示部分, 10頁不開示部分					
		8	② 2頁8行目ないし7頁9行目の不開示部分	○			○	
9	聴取書 ④	9	① 1頁不開示部分, 2頁2行目3文字目ないし最終文字, 3行目3文字目ないし最終文字, 4行目3文字目ないし最終文字, 5行目7文字目, 8文字目, 10文字目, 12文字目, 13文字目, 16文字目, 17文字目, 3頁ないし8頁上部の割印部分, 7頁最終行の署名, 押印部分, 9頁不開示部分, 11頁不開示部分	○				
		10	② 2頁8行目ないし7頁22行目の不開示部分	○			○	
10	聴取書 ⑤	11	① 1頁不開示部分, 2頁2行目3文字目ないし最終文字, 3行目3文字目ないし最終文字, 4行目3文字目ないし最終文字, 5行目7文字目, 9文字目, 10文字目, 12文字目, 15文字目, 16文字目, 3頁ないし6頁上部の割印部分, 6頁13行目の署名, 押印部分, 7頁不開示部分, 9頁不開示部分	○				
		12	② 2頁8行目ないし6頁12行目の不開示部分	○			○	
11	聴取書 ⑥	13	① 1頁不開示部分, 2頁2行目3文字目ないし最終文字, 3行目3文字目ないし最終文字, 4行目3文字目ないし最	○				

			終文字， 5 行目 7 文字目， 8 文字目， 10 文字目， 11 文字目， 13 文字目， 16 文字目， 17 文字目， 3 頁ないし 6 頁上部の割印部分， 5 頁 21 行目の署名， 押印部分， 7 頁不開示部分， 9 頁不開示部分					
		14	② 2 頁 8 行目ないし 5 頁 20 行目の不開示部分	○			○	
12	請求書未押印についての理由書	15	① 5 頁及び 6 頁の事業場印影部分		○			
		16	② 6 頁 6 行目ないし 21 行目部分		○		○	
			③ 5 頁， 6 頁の担当者役職氏名部分	新たに開示				
13	経過整理	17	2 頁不開示部分	○			○	
14	ホットラインについての報告	18	1 頁 3 行目を除く不開示部分	○	○		○	
			1 頁 3 行目	新たに開示				
15	請求人提出資料②		-					
16	休業補償請求書		1 頁不開示部分	新たに開示				
17	労働者災害補償保険の申請について	19	① 1 頁業務部長印影部分	○				
		20	② 1 頁事業場印影部分		○			
		21	③ 2 頁ないし 7 頁の不開示部分		○		○	
			④ 9 頁の不開示部分	新たに開示				

1 8	会 社 案 内	2 2	① 2 頁不開示部分			○	○	全 て 開 示
		2 3	② 3 頁ないし 5 頁の不開示部 分	○		○	○	3 頁 審 査 請 求 人 が 所 属 し た 課 の 役 職 者 氏 名 部 分, 4 頁 ・ 「 安 全 衛 生 管 理 室 」 欄 以 外 の 不 開 示 部 分
1 9	履 歴 書 等	2 4	① 3 頁ないし 5 頁不開示部分	○				
		2 5	② 6 頁不開示部分	○	○		○	
2 0	健 康 診 断 結 果 個 人 票 等	2 6	3 頁不開示部分, 5 頁不開示 部分	○				
2 1	出 勤 簿 等	2 7	① 2 頁ないし 7 頁不開示部 分, 8 頁不開示部分のうち 「 氏 名 」 欄 及 び 右 上 の 印 影 部 分, 9 頁 及 び 1 0 頁 の 不 開 示 部 分, 3 5 頁 不 開 示 部 分 の 中 に 「 氏 名 」 欄 及 び 右 上 の 印 影 部 分	○				
		2 8	② 8 頁不開示部分のうち①を 除く部分, 3 5 頁ないし 6 2 頁の 不開示部分のうち①を除く部分	○	○		○	
2	意 見 書	2	① 2 頁印影部分	○				全 て 開

2	①	9						示
		3	② 5 頁不開示部分	○			○	
		0	③ 3 頁不開示部分	新たに開示				
2	診療録	3	1 7 頁不開示部分	○				判定医 の印影
3	①	1						
2	意見書	3	2 頁不開示部分	○				
4	②	2						
2	診療録		-					
5	②							
2	意見書	3	① 2 頁不開示部分， 9 頁不開示部分のうち 4 行目医師氏名部分及び医師の署名， 印影部分	○				
		3	② 1 0 頁の不開示部分		○		○	
		3	③ 9 頁不開示部分のうち 4 行目医師氏名部分及び医師の署名以外	新たに開示				
4								
2	診療録	3	① 2 頁不開示部分		○			
		3	② 5 頁ないし 9 頁不開示部分（それぞれ上部 3 行の記載部分（「写」の記載を除く。）及び最終行 2 6 文字目ないし最終文字の記載部分を除く。）， 1 1 頁不開示部分（上部 3 行の記載部分（「写」の記載を除く。）及び最終行 2 6 文字目ないし最終文字の記載部分を除く。）， 1 9 頁不開示部分（上部 3 行の記載部分（「写」の記載を除く。）及び最終行 2 6 文字目ないし最終文字の記載部分を除く。）			○	○	全て開示
		3	③ 5 頁ないし 9 頁， 1 1 頁， 1 9 頁の不開示部分のうち上	新たに開示				
5	③	5						
6		6						
7								

			記②を除く部分				
2 8	作業現 場写真	3 7	① 2 頁ないし 5 頁の不開示部 分	○	○		○
		3 8	② 1 2 頁個人印影部分	○			
		3 9	③ 1 2 頁事業場印影部分		○		
			④ 8 頁不開示部分	新たに開示			

注) 理由説明書の別表の文書番号 2 は誤植があったために、当審査会事務局で訂正した